平成２９年（フ）第２号
群馬県安中市安中５丁目20番20号
債務者　宮前　　勇
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門馬　義昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２号
福岡県大牟田市新勝立町４丁目14番地５
債務者　南　　雅也
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯村しおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４３２号
熊本市東区東京塚町18番８号　サニーグローブ201、前住所熊本市東区尾ノ上３丁目３番90―201号
債務者　田尻　陽子
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８０号
三重県志摩市志摩町和具3000番地
債務者　谷口龍之介
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第３７０７号
大阪市北区長柄東２丁目３番28―810号
債務者　小原　美紀
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０４１号
大阪市平野区平野本町１丁目16番５号
債務者　井筒　清香
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７５１号
大阪市住吉区苅田１丁目12番14―503号
債務者　中脇　　尚
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８８０号
大阪府豊能郡能勢町平通27番地の21、前住所大阪府池田市神田４丁目22番31号　Ｂ―202
債務者　赤塚　涼太
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４６号
大阪府八尾市南久宝寺１丁目60番地の３チュリス久宝寺106号、前住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目１番12号
債務者　阿部　恵児
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７４号
大阪市住之江区御崎５丁目７番１―601号
債務者　川人　文雄
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０１３号
大阪府東大阪市足代北２丁目８番３号
債務者　スナックシルエットこと　松浦美登子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７３号
大阪市浪速区浪速西３丁目８番３―610号
債務者　丸井　政弘
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０４号
大阪市東淀川区豊新５丁目12番１―208号
債務者　内田　信夫
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２４号
大阪市平野区平野西４丁目８番１号　平野アークヒルズ503号
債務者　廣瀬　悦子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３１号
大阪府寝屋川市下神田町25番７号
債務者　山下　昌平
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６１号
大阪市住之江区御崎６丁目５番12号ＭＩＳＡＫＩパークハイランド109
債務者　松井　順子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８号
大阪府寝屋川市香里新町２番20―202号
債務者　岡田　靖子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７１号
大阪府枚方市宮之阪１丁目12番９―203号
債務者　岡本　正晃
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部